

速報第2924号 H30.3.26発行 総務課報	道議会における質疑・質問及び答弁要旨	30年1定 文教委員会 3月19日	質 問 者	菊地 葉子 委員 日本共産党 (小樽市)
質 疑 ・ 質 問		答 弁		担 当 課
<p>一 平成29年度「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒等に関する調査」の結果について それでは、ただいま報告のあった調査の結果について、何点かお伺いしたいと思います。</p> <p>(一) 特別支援教育コーディネーターの配置について</p> <p>1 特別支援教育コーディネーターの配置人数について はじめに、特別支援教育コーディネーターの配置についてですが、各学校におけるコーディネーターの配置状況として、一人配置である学校が、およそ70%と圧倒的に多い状況です。 支援を必要とする児童生徒の人数や、職務の重要性を考えますと、全ての学校において、コーディネーターを複数配置する必要があると考えますが、まず、認識をお伺いいたします。</p> <p>2 特別支援教育コーディネーターの専任配置について 今ご答弁にありましたように、コーディネーターに指名された職名では、特別支援学級の担任教諭が、60%となっています。 特別支援学級の担任教諭の方々は、日常的に、障がいのある児童生徒の指導を行っておりますし、そのほかに、特別支援教育に関する学校全体のプランの作成、また、関係機関との連携、通常の学級に在籍する児童生徒の保護者との連絡、こうしたことを担当していますので、非常に多忙となるのではないかと考えます。 コーディネーターについては、専任で配置することが必要ではないかと考えますが、この点についての認識をお伺いいたします。</p> <p>(指摘) 業務の偏在を避けると同時に、コーディネーター業務に多くの職員が携わることが、支援を必要とする児童生徒への理解も広がるのではないかと考えますので、専任配置が望ましいとは思いますが、そこに至るまでの間の様々な取組は必要になってくるのであろうと思います。</p> <p>(二) 特別支援教育支援員の配置について 次に、特別支援教育支援員の配置についてお伺いいたします。 今回の調査では、支援を必要とする児童生徒のうち、「診断がない」、または「障がい者手帳が交付されていない」という児童生徒が非常に多い状況となっていますが、こうした状況における支援の在り方についてお伺いいたします。</p>		<p>(特別支援教育課長) コーディネーターの配置についてであります。特別支援教育コーディネーターは、各学校等における特別支援教育の推進のため、主に、校内委員会や校内研修の企画・運営、関係機関との連絡調整、保護者からの相談対応を行うなどしております。支援を必要とする幼児児童生徒が年々増加している現状にあって、その職務の多忙さや重要性が増している状況にあります。 今回の調査においては、校内に1名配置である学校が、全体で、70.8%、2名配置である学校が、21.8%であり、多くの学校において、複数で連携して取り組む体制の整備をより一層進める必要があります。 道教委としては、学校等の規模や教職員数、支援を必要とする幼児児童生徒の在籍状況にもよりますが、特別支援教育コーディネーターの業務の多様化や、人事異動等における円滑な業務の引継ぎを考慮しますと、コーディネーターの指名については、可能な限り、複数であることが望ましいと考えておまして、今後、様々な機会を活用して、複数配置の効果を情報提供するなど、各学校の理解促進に取り組んでまいります。</p> <p>(特別支援教育課長) コーディネーターの配置の在り方についてですが、今回の調査において、コーディネーターに指名された者は、特別支援学級の担任教諭が62.0%、次いで、通常の学級の担任教諭が8.5%と、多くの学校で、特別支援学級の担任教諭が役割を担っており、その理由としては、校内において、特別支援教育の専門性が、最も高いことによるものと考えております。 コーディネーターについては、一定程度、特別支援教育の専門性を有することが求められますが、特別支援学級の担任教諭に役割が集中した場合、学校全体で組織的に行う体制へとつながらない状況も懸念されます。 小・中学校や高校の場合、コーディネーター配置にかかわる国の定数措置がなく、専任での配置は困難ですが、例えば、研修の受講等を通じて教職員の専門性向上を図った上で、担任等を持たない者を指名するなど、多くの教職員が、コーディネーターの業務に対応できるような、柔軟で組織的な校内体制を構築する必要があると考えております。</p>		<p>特別支援教育課</p> <p>特別支援教育課</p>

質 疑 ・ 質 問	答 弁	担 当 課
<p>1 特別支援教育支援員の配置について 学校における日常生活や学習において、児童生徒を支援するための体制として、特別支援教育支援員の制度がありますが、この調査において、支援が必要と判断された児童生徒が在籍する学校における支援員の配置について、平成28年度と29年度の状況を伺います。 また、学校から配置の要請があったにもかかわらず、配置されていないケースがあるのか、併せて伺いたいたします。</p> <p>2 調査項目について 支援を必要とする児童生徒が在籍する学校において、「支援員を活用しているか」、また、「支援員がどのような役割を果たしているか」、こうしたことについて調査することも必要と考えますが、認識を伺います。</p> <p>(要望) 要望があっても支援員が配置されていない学校が、52校と先ほど答弁がありました。地域によっては人員の確保が難しいといった事情もあると聞いています。実態をしっかり把握しながらの対策が必要と考えますので、ぜひ調査について、具体的な調査をしていただくことが必要と思いますが、検討していただけるとのことで、ぜひ前向きに進めていただきたいと思います。</p> <p>(三)「個別の教育支援計画」の作成・活用状況について 次に、個別の教育支援計画の作成についてです。「個別の教育支援計画」は、支援を必要とする児童生徒にとって、あるいは、指導する側にとっても、大変重要な資料だと考えます。 今回の調査では、支援計画の作成状況が、全体で40%であり、必ずしも十分な状況とは言えません。その理由として、「保護者の理解が得られない」や、「作成が間に合っていない」ことが挙げられていますが、一方で、支援計画が作成されている場合は、有効に活用されている状況が伺えます。 長期的な視点に立って、一貫した支援を行っていくために、「個別の教育支援計画」の役割がとても大きいと考えますが、道教委として、今後、どのように作成・活用を促進していくのか、見解を伺います。</p> <p>(要望) ライフステージを通しての支援の充実が非常に必要だと思います。幼児期から学童期と適切な支援を受けながら、孤立することなく充実した学校生活を送ってほしいなど、どの子にも、そのようにして切実に考えるものですので、特別支援教育の施策の充実について、調査を基にさらに拡充していただきたい。このことを申し上げまして、質疑といたします。ありがとうございました。</p>	<p>(特別支援教育課長) 特別支援教育支援員の配置状況についてであります。本調査では、支援員の活用状況等について、調査内容には含めておらず、別に実施しております支援員配置状況調査の結果を照らし合わせたところ、本年度は、特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒の在籍する学校等が1,129校で、このうち支援員は、67.0%に当たる756校に配置されており、28年度は、1,014校のうち、72.5%に当たる735校に配置されていたところでございます。 また、学校が支援員の配置を希望したものの、配置されなかったケースは、本年度、1,129校中52校あったところであります。</p> <p>(特別支援教育課長) 調査の項目についてであります。本調査では、これまで、特別支援教育支援員の活用状況等を把握してこなかったところであり、その理由といたしましては、支援を必要とする児童生徒等の在籍状況と支援員の配置数が大きく異なるなど、対象となる全ての児童生徒が、支援員によるサポートを受けていないことによるものでございます。 調査の内容や項目については、実態把握をより深める目的で、毎年度見直しを行っており、今後は、調査票を作成する学校の負担増加につながらないように配慮しながら、支援員の活用状況等を調査内容に含めることについて、検討してまいりますと考えてございます。</p> <p>(特別支援教育担当局長) 「個別の教育支援計画」についてであります。特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒に対して、幼児期から学校卒業後までの切れ目のない一貫した指導や支援を行うためには、支援を必要とする児童生徒等の困難な状況や、学校での生活や学習の様子、医療や福祉の記録、連携すべき関係機関、進学先に引き継ぐ内容などが記載されます「個別の教育支援計画」を作成し、活用することが、極めて重要であると考えております。 道教委では、これまで、研修資料の発行や研修会の開催を通じて、「個別の教育支援計画」の重要性や、保護者の同意を得るためのプロセス等について、教職員の理解促進を図ってきておりまして、本年度の調査結果におきまして、「個別の教育支援計画」を作成している児童生徒等の割合が、昨年度から6ポイント上昇しまして、42.1%となりましたことは、一定の効果があつたと考えているところでございます。 今後とも、全ての管内で実施する就学事務担当者会議や特別支援教育充実セミナーなど様々な機会を通じまして、教職員や保護者のさらなる理解促進を図り、支援を必要とする全ての児童生徒等について、「個別の教育支援計画」が作成・活用されるよう、努めてまいります。</p>	<p>特別支援教育課</p> <p>特別支援教育課</p> <p>特別支援教育課</p>